

地域計画の簡易的な変更手続きのルール

- ・今回、国が作成する「地域計画変更マニュアル」が改訂され、地域農業の将来の在り方に影響が軽微な事案については、地域計画を変更する場合に、あらかじめルール化を行うことにより簡易な変更手続きで更新を行うことができるようになりました。
- ・これを受け、帯広市の運用においても「関係者の事前調整」の手続きを追加し、「関係者のみの事前の調整」と2週間の地域計画案の縦覧・公告をもって地域計画を簡易的に変更しようとするものです。
(参考：農林水産省 地域計画変更マニュアル ver2.3 2月4日時点)

【1 地域計画変更の流れ】

○これまで



○今回追加



【2 関係者の事前調整】

- ・「関係者の事前調整」として運用する場合、農業を俯瞰して判断することのできる者を含めた調整により意見聴取を簡略化できます。

◎ 関係者のみの事前の調整と、2週間の公告をもって地域計画を簡易的に変更する。
事前調整担当者及び簡略化する事例を下記の通りとするもの。

- ①事前調整担当者：検討委員4名(対象地区農協+農業委員2名)
- ②簡略化の事例：「地域農業への影響が少ないと認められる小規模な農地転用の場合」
「市街化区域内にあり、今後農業上の利用が見込めない農地を区域除外する場合」

- ・「関係者の事前調整」を取り入れる主な理由は下記の2点です。

- ①今後地域農業への影響が少ないと認められる事案による変更が続くことが予想され、検討委員の皆様の負担を軽減するため。
- ②随時変更が必要な事案(今回関係者の事前調整を取り入れる事案)は、農地転用の前に地域計画の変更が必要なケース等であり、手続きを迅速に進める必要があること
(現在は意見聴取～案の公告まで3週間程度要していたが、検討委員4名での事前調整に変更した場合、2週間前後で案の公告に移ることができる)

【3 地域協議の開催、関係者への意見聴取の目安】

	変更内容の事例	事前変更	事後変更	変更時期	関係者意見聴取		省略・簡易化等理由
					変更前	変更後	
①	農振除外等、農地転用(地域農業への影響が少ないもの) 例)1ha以下の小規模な転用	○		随時	通常 → 関係者の事前調整		地域農業への影響が少ないと認められる
②	市街化区域内での農地転用	○		随時			
③	軽微な変更 例)地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更 農業を担う団体の法人化に伴う変更 相続等による耕作者の変更 その他実質的な変更を伴わない変更	○*		随時	不要		国の変更マニュアルに準じる
			○	定期	通常の手続きで実施 ※定期検討会で確認 ※軽微な変更では意見聴取は不要だが、市では定期変更時に一括変更を行うため実施。		—
④		○	定期				
⑤	その他農業上の利用に関する変更 例)新たに農業を担う者を位置付け 担う者の属性変更(認定農業者の更新等)		○	定期			
⑥	農振除外等、農地転用 (用途区分の変更、農業用施設の建設)		○	定期	省略		R6.11月検討会時にルール化済み
⑦	農振除外等、農地転用 (地域農業への影響が少ない公共用施設の設置によるもの) 例)市道の整備、電波塔の設置	○		随時			
⑧	農家用住宅建設に係る農振除外、農地転用	○		随時			

※上記の「省略」、「関係者のみの事前の調整」の事例に当てはまる場合にも、状況に応じて通常の手続きで変更を行う可能性があります。

※「農振除外」とは、「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による「農用地区域」からの除外をいいます。

※「農地転用」とは、農地法の規定により農地を住宅、駐車場など、農地以外の用途に変更することをいいます。

※ 定期変更の場合は、1～2月に開催する年1回の検討会で変更します。

*③において農業上の理由での軽微な変更は事後変更の取り扱いとしますが、補助金活用等の事情で随時変更が必要になる場合は、その手続きを妨げるものではありません。